

令和3年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（令和3年6月8日）

議事日程（第2号）	13
日程第1 一般質問	15
1. 今西利行 議員	15
2. 榎木憲法 議員	24
3. 宇佐美まり 議員	27
4. 山内実貴子 議員	32
5. 藤本英樹 議員	38
6. 上野雅央 議員	44
7. 山本 精 議員	47

令和3年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年6月8日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 今西利行 議員
2. 榎木憲法 議員
3. 宇佐美まり 議員
4. 山内実貴子 議員
5. 藤本英樹 議員
6. 上野雅央 議員
7. 山本 精 議員

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	浅田 晃弘	議員
	2番	原田 周一	議員
	3番	宇佐美 まり	議員
	4番	山本 精	議員
	5番	山内 実貴子	議員
	6番	上野 雅央	議員
	7番	藤本 英樹	議員
	8番	森山 高広	議員
	9番	馬場 哉	議員
	10番	榎木 憲法	議員
	11番	今西 利行	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君
副	町	山	下	康	之	君
教	育	奥	村	博	已	君
都	市	星	野	欽	也	君
整	備	奥	谷		明	君
政	策	黒	川		剛	君
監		垣	内	清	文	君
総	務	野	田	泰	生	君
担	当	青	山	公	紀	君
理	事	村	山	和	弘	君
事		木	原	浩	一	君
健	康	馬	場		浩	君
福	祉					
担	当					
理	事					
事						
建	設					
事						
業						
担	当					
理	事					
長						
教	育					
次						
長						
総	務					
課						
長						
企	画					
財	政					
課						
長						
産	業					
観	光					
課						
長						
学	校					
教	育					
課						
長						

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	矢	野	里	志	君
庶	務	係	長	太	田	智	子	君

---

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎一般質問

○議長（谷口 整） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問についても、試行的に実施をしております回数制限を撤廃し、質問時間については質問、答弁を合わせまして概ね40分とすることといたしておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告順に質問を許します。今西議員。

○11番（今西利行） それでは、皆さん、おはようございます。

今西利行です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、小中施設一体型について2点伺います。

3月議会において、小中施設一体型についてはコロナ禍における新たな課題も含めて、子どもたちの健康を守ること、学力向上と心豊かな心身バランスの取れた人間形成を最優先に考え、教育制度の内容や学校施設の規模、財政シミュレーション、開校時期など、多角的に計画の調査・点検を行い、総合的に判断するとの答弁がございました。

そこで、まず1点目ですが、改めて小中学校施設一体型についてお伺いいたします。

3月議会でも述べましたが、国際的な視点から、日本は1学級当たりの児童数が多過ぎるなどの動向を鑑みて、さらにはコロナ禍において、文部科学省や政府は40年ぶりに小学校35人学級に踏み込みました。また、コロナ禍当初においては宇治田原町だけでなく、各地で分散登校、分散授業が取り組まれ、その中で多くの地域で子どもや父母からは「人数が少なく丁寧な教えてもらい、よく分かった」、教師からは「きめ細かく一人一人の子どもを見ることができた」などの声が上がっておりました。今、時の流れは大規模校や過大学級より、小さな学校、少人数学級であります。

町教育委員会は、一体型を進める理由の一つとして中1ギャップの解消を挙げていますが、国立教育政策研究所の調査結果によれば、小中一体型であっても中1ギャップの解消につながるという科学的根拠は示されませんでした。また、単学級ではクラス替えがなく、いじめが続き、切磋琢磨ができない、学習意欲が低下するなどという根拠のない俗論が主張されておりますが、和光大学を中心とした心理学と教育学の立場から、実

実践的意識調査の結果によれば、小学校高学年の4・5・6年では一般学校よりも一貫校の児童のほうが自己肯定感が低い、疲れやすい、学習意欲が低いなどの結果が出ております。特に、小学校6年生については最高学年としての体験を踏んでいないことからくるもので、中1ギャップよりも小6問題のほうが課題だと言われております。

このように、特にコロナ禍により流れは大きく変わり、一体型は時代の流れに沿っていません。にもかかわらず、宇治田原町においてはなぜ一体型に固執されるのでしょうか。お聞きします。

○議長（谷口 整） 馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、ご答弁申し上げます。

小中一貫教育の施設一体型につきましては、これまでご答弁申し上げてきましたとおり、教育的視点においても、これまでの長年にわたる協議経過からも、現在のところ、施設一体型で進めていくことが最も効果的であると考えています。

なお、議員のご指摘にありましたコロナ禍において施設一体型が否定されるものでは決してありませんし、また、義務教育9年間を見通した系統的な教育課程の中で、子どもたちの成長段階に合った豊かな心を育むことができると考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 私は、コロナ禍という理由のみで施設一体型を否定しているものではありません。コロナ禍という状況も鑑み、いくつかの理由を挙げて、一体型は今の時代の流れに沿っていないと申し上げております。

そこで、改めてお伺いします。

コロナ禍という新たな課題が起こり、文部科学省が40年ぶりに1クラスの人数を見直した、こういう情勢のもとでもなお施設一体型が効果的であるという点について説明いただきたいと思えます。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 少人数学級に対する本町の考え方は、昨年の9月議会でご答弁申し上げましたとおり、どのような学校形態であっても、きめ細やかな指導を行う上でも有効な指導体制であり、本町といたしましては、少人数編制を早急に望むところとの認識をお示しさせていただいたところであり、その考えは小中一貫が施設一体型であっても何ら変わるものではございません。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 私の質問している趣旨に対する答弁にはなっておりません。したがって、再度伺います。

施設一体型の学校が最も効果的であるとのことですが、先ほど説明した全国的な情勢においてなお、教育視点において、どう効果的であるのかを具体的に説明いただきたいと思います。

○議長（谷口 整） 野田教育次長。

○教育次長（野田泰生） 小中一貫教育の施設一体型につきましては、小中連携・一貫教育のあり方検討会議のまとめを受けまして、町教育委員会において施設一体型について研究・協議を進めてまいり、その方向性を決定するに際し、3つの教育的視点から考察することとし、1つ目は小中一貫教育関係の視点、2つ目は児童数関係の視点、3つ目は地域関係の視点、以上の教育的視点から、総合的に施設一体型が将来の子どもたちにより望ましい教育環境が構築できるものとして判断をいたしました。その経過・結果につきましては、平成29年3月議会でご報告させていただき、その後、これまで小中一貫教育の説明会や協議の場など、教育的視点から施設一体型について説明をしてまいったところがございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 私も、これまで進めてこられた小中一貫教育については否定するものではありません。むしろ宇治田原町全体の教育を考えた場合、小中の連携は大いに進めるべきであると思います。今の答弁は平成29年に施設一体型を決めたときの話であります。私が聞いているのはその後の情勢の変化の中でなお、教育視点に立ってどうなのかということです。この間、コロナの問題が起きた、これは平成29年に決定されたときにはなかった問題であります。そして、文部科学省も40年ぶりに学級の人数を見直した、これは非常に大きなことです。さらに、ここに来て文部科学省が所管する研究所や大学などが一貫校についての検証をし、その結果が明らかになってきております。それなのに、町教育委員会は決定したときの内容しか答弁できない。それはこれらのことについて全く議論も検討もされていなかったからです。大事な子どもたちのためにも、教育委員会としてもきちんと議論すべきであるということを申し上げて、次の質問に移ります。

次に、小中施設一体型についての住民合意についてお伺いいたします。

昨年12月議会の私の質問に対して、小中施設一体型についての住民合意は得られて

いるとの答弁がございました。

しかし、住民や保護者に対する町主催の説明会において、反対や危惧する意見が多く出されても、既に決まったことであるとして納得のいく説明はございませんでした。

また、町の未来を見つめるつどい実行委員会の「施設一体型の小中一貫校計画は白紙に戻し、一から議論を求める要望書」は現在2,000筆近く寄せられております。その意見の大半は内容の是非よりも、我々の知らないうちに決められたという不満の声であります。これでは到底住民合意が得られているとは言えません。このような状況の中で、施設一体型の小中一貫校の計画を進めることは保護者、住民の協力を得るのも難しく、大変無理があると言わざるを得ません。

今後、住民の合意を得るためにどういう方策を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 小中一貫教育の推進につきましては、現在の子どもたちの状況や今後の見通しの中でご理解をいただいております、その教育効果を最大に引き出していくための施設一体型につきましても、子どもたちの教育環境を守るという教育的見地を中心に据え、ご説明をさせていただき中で、12月議会でご答弁申し上げましたとおり、小学校や就学前の保護者の皆さんを中心にご理解をいただいていると認識しています。

施設一体型の方向性は、これまで時間をかけて熟議をしてきたところでございます。現在、コロナ禍で意見交流会や講演会など、皆さんとともに考える機会が設定できない状況ではございますが、考え方や方向性をお示しし、ご意見を賜る、この積み重ねが重要と認識をしておるところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 確かに、昨年12月の答弁でも小学校や就学前の保護者を中心に理解していただいているとのことでしたが、一体どれだけの方の理解が得られたのですか。

また、一体型に伴う教育上のメリットやデメリット、通学問題、施設と財政問題などについて、また、義務教育学校として、特色あるカリキュラムについてどのように説明され、そしてどのように理解が得られたのですか。

また、この問題は地域全体に関わってくる問題でもあります。先ほども言いましたが、住民からの2,000筆に近い「一体型計画を白紙に戻し、一から議論を求める要望

書」、これは明らかに住民合意が得られていないことを示すものであります。避難所となる小学校がなくなった場合の対応策もいまだに示されず、通学問題においては多くの課題が残されております。

さらに、3月議会の一般質問において、藤本議員からも新校舎の建設は「財政面でいうとかなり厳しい将来が待っているのではないかと危惧している。」との発言もあったところです。このようなことからすれば、到底住民合意が得られているとは言えないと考えます。教育委員会はこのことをきちんと認めるべきではありませんか。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 子どもたちに、より望ましい教育環境をつくり、より高い教育効果を得るために、施設一体型という方向性の合意形成はこれまで多くの会議などを重ねる中で得られてきたと認識をしているところでございます。また、児童生徒に与える影響や学校と地域との関係など、課題や整理すべき点はクリエイティブ会議をはじめ、関係者において協議・研修を行ってきたところです。

先ほども申し上げましたように、現在、コロナ禍で意見交流会や講演会など、皆さんとともに考える機会が設定できない状況ですが、今後しっかりとスケジュール管理を行う中で考え方や方向性をお示しし、ご意見を賜ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） これまでの会議の中では合意形成は得られているとのことですが、先ほどから述べていますように、住民合意は得られておりません。

このような中で、既に決まったこととして施設一体型を進めることについて教育長はどのように思われておりますか。答弁お願いいたします。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 先ほど、課長も答弁いたしましたとおり、これからも考え方や方向性をお示しし、意見も伺う中で、その効果を最大に引き出してまいりたい、そのように考えております。

いずれにいたしましても、子どもたちにとってより望ましい教育環境づくり、より高い教育効果を得るために施設一体型という方向性を示しており、これまでの説明・協議の中で合意形成は得られていると認識をしているところでございます。

なお、2,000筆という数字を何度も出されておりますが、私が見る限り、同じ名前が何回も出たというようなことも確認しております。この数字は確実なものではないと

いうふうに私は考えております。

以上です。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 教育長から合意形成は得られているとの答弁がありました。今もありましたけれども、現在提出されている1,800筆を超える署名や、この間寄せられている住民の声をどのように受け止められているのか、どれを取っても住民合意には程遠い現状と言わざるを得ません。クリエイト会議の座長を務めておられる初田幸隆先生が元校長であった小中一貫校、東山開晴館では開校の前からも、そして開校後も保護者、地域の方々の協力のもと、学校運営がなされていると聞いております。このまま突き進んでも地域住民の理解や協力は得られないのではないのでしょうか。

以前にも述べましたが、奥山田小が宇治田原小に統合されるときには何年もかけて区民の間で話し合われました。今回はそこが徹底的に抜けております。これは民主主義の問題であり、町長の今年度の施政方針でも述べられている「住民がまちづくりの主役」にも大きく反するものと考えます。昨年12月議会でも申しましたが、再度の住民アンケートや各地域ごとの懇談を開催すべきです。そして、その結果、住民合意が得られない場合はきっぱりと断念することも必要ではないのでしょうか。

その上で、あり方検討会議のまとめにもあったように、将来的に施設をどうするかを選択が必要な時期が来る。それは今よりもっと児童数が減ったときなのか、現小学校施設が老朽化し、建替えが必要となったときなのか、そのときになってもう一度住民の皆さんと協議をして決めていくべきであると申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

それでは、次に防犯対策についてお伺いいたします。

昨年、京都府下において固定電話を通してのオレオレ詐欺や振り込め詐欺、強盗などを仕掛けるアポ電詐欺など、特殊詐欺による被害が202件、被害額は約2億8,000万円にも上っております。被害者の約85%が65歳以上の高齢者であります。メールなどを通しての被害もありますが、固定電話による被害が最も多く、全体の80%を占めております。電話に出ると犯人は、役所の職員、警察官、銀行員などになりすまし、言葉巧みに話に引き込み、相手をだまします。

そこで、「通話内容を録音します」というメッセージが流れ、通話を全て録音する等の防犯機能の付いた電話機にすることが特殊詐欺被害を防ぐ有効な手段になると考えます。警察署でも防犯機能付き電話機への変更や現在使用している電話機に取り付けることのできる通話レコーダーの取り付けを推奨されております。

以前、田中元議員が同様の質問をされた際には幸いにも本町では現在のところ、実被害は発生していない状況であり、啓発に努めるとの答弁がありました。しかし、その後、今年1月ですが、残念ながら宇治田原町でも高齢者が250万円をだまし取られるという事件が起こりました。

既に、防犯機能付き電話については綴喜防犯協会や京都府電機商業組合の協力により、1台につき2,000円の補助が行われていますが、手口が巧妙化する中、本町でも防犯機能付きの電話に対する補助を行うことによって防犯対策を強化する必要があると考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、ご答弁申し上げます。

特殊詐欺の被害は後を絶たず、最近では新型コロナウイルスワクチン接種に便乗して金銭や個人情報などをだまし取ろうとするなど手口も多種多様化しており、町といたしましても、田辺警察署と連携する中、「交番だより」や役場のデジタルサイネージ等において、詐欺に遭わないための心構えや注意点につきまして、これまでからも啓発を行っているところでございます。

ご質問にあります通話内容を録音する防犯機能付き電話機の購入補助につきましては、田辺警察署管内では令和元年度、2年度に綴喜防犯協会と京都府電機商業組合と連携の上、購入費の一部を補助されております。本年度におきましても、実施に向けて現在調整中とのことであり、田辺警察署や関係機関と連携し、引き続き当該補助事業の普及啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 町としての補助を考えていないとの答弁でしたが、高齢者の方に聞きますと、被害に遭わないかとても心配されております。先日も地方紙に宇治署管内で特殊詐欺が発生、200万円だまし取られるという記事が掲載されておりました。また、答弁にありましたように、ワクチン接種に関連して八幡署管内でもワクチン投資ということで、70代の女性の方が4,250万円もの詐欺に遭われております。さらに本町においても、先日、高齢者宅に役場職員を名取る男から介護保険料の払戻金がありますという電話があり、役場に確認しますと伝えたところ、男は何も言わずに電話を切ったという事例も発生しております。いずれも固定電話を通してのやり取りがされております。

先ほども言いましたが、被害を未然に防ぐためには防犯機能付きの電話機の設置が大

変有効です。答弁されているように、特殊詐欺に対する啓発はとても大事なことではあると思いますが、町としても独自の補助を通して、より実効性のあるものにすべきではないかと考えております。ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思ひまして、次の質問に移ります。

それでは、最後にコロナ禍における子どもへのケアについて2点伺います。

まず1点目ですが、新型コロナ感染拡大で子どもたちの生活が一変して、1年を超えます。このような中、子どもたちは様々な悩みを抱え、傷つき、戸惑いながらも懸命に毎日を過ごしています。ただ、コロナへの不安から体調を崩したり、感染者に偏見を持ったりする児童もいるようです。

国立成育医療研究センターが今年2月に発表したコロナに関するアンケートでは、中等度以上の鬱症状の子どもたちは、小学4年生から6年生で15%、中学生で24%、高校生で30%もいるとのこと。また、小学校4年生以上の6%がほとんど毎日、自殺や自傷行為について考えたと回答しております。

コロナ禍における本町の子どもの実態について、町教育委員会としてどのように捉えておられるのかお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） コロナ禍における子どもたちの実態についてでございますが、本町小中学校の児童生徒において、新型コロナウイルス感染症への不安から体調を崩したり、心身の不調を訴える子どもの報告は受けておらないところでございます。

本町の小中学校では、子どもたちへの安心・安全を第一に考えた種々の感染症対策を行っておりますが、その意義や目的を子どもたちにも分かりやすく説明し、感染症対策への行動が自分の心身の安心・安全につながることに実感できる指導を行っているところでございます。

また、子どもたちの変化にいち早く教員が気付けるように、家庭とも連携する中で子どもたちを見守っているところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 学校からは新型コロナウイルスに関する心身の不調についての報告を受けていないとのことですが、不調が表れてからでは遅いのです。特に心の不調については捉えにくいことは分かりますが、もう一步踏み込んだ対策が必要ではないでしょうか。高齢者へのワクチン接種も始まりましたが、コロナの問題はまだまだ先の長い取り組みになると思ひます。

先ほども申しましたが、全国的には心の問題で鬱症状など様々な事象が起こっております。例えばアンケートを取るなどして、子どもたちのストレスや小さな変化など、きめ細かに掴む必要があるのではないのでしょうか。再度、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 先ほども申し上げましたとおり、子どもたちのストレスや変化にいち早く教員が気付けるように、家庭とも連携する中で子どもたちを見守っているところでございますが、コロナ禍が長期化する中では子どもたちへの調査もそのツールの一つであると考えているところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 先ほども述べた国立成育医療研究センターの各種アンケート調査には、「いらいらする」、「何もやる気がしない」、「死にたい」などの痛切な声も記されております。コロナが長引く中、家庭の困窮は少なからず子どもたちに様々な影響を与え、家庭内のストレスの高まりは児童虐待につながることも危惧されます。子どもは大人に比べて声を上げにくく、感情をうまく表現できない場合が多く、なかなか先生に対しても相談することも出来にくい場合があるかとも思います。

先ほども述べましたが、事象が起こってからでは遅いと思います。先生方には普段から丁寧に関わっていただいているとは思いますが、アンケートなどにより実態を掴むことも一つの方法かと思えます。よろしく願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、子どもたちのケアについて伺います。

先ほども述べましたが、子どもは大人に比べて声を上げにくく、感情をうまく表現できない場合が多いと思えます。先ほども申しましたアンケートで、「自分や家族がコロナに感染したら秘密にしたいか」と尋ねた質問では小中高生の63%が「当てはまる」と答えました。感染者に対し、「なるようなことをしたから」と自業自得のように思うとした回答も56%に上っております。間違った情報や不用意な大人の言動により、感染に負の感情を抱いたり、偏見を持ったりする場合があります。悩みや不安を打ち明けやすい環境をつくり、不調のサインをいち早く気付いてあげることが重要であります。コロナに関する正確な情報を伝えるのも欠かせません。誰にでも感染のリスクがあることを丁寧に説明していくことも必要であると思えます。緊急事態宣言の中で学校行事なども中止を余儀なくされる中ではありますが、可能な限り子どもたちの意見も取り入れ、現場教職員の声も聞く中で様々な工夫が必要であると考えます。

学校において、コロナ禍における子どもに対する様々なケアについて、どのようにさ

れているのかお伺いたします。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 子どもたちに対するケアについてでございますが、定期的なスクールカウンセラーの来校や各校に心の居場所サポーターを配置するなど、子どもたちの悩みや不安を打ち明けやすい環境整備を進めております。また、新型コロナウイルス感染症への不安や偏見、差別の解消に向けた授業も行っており、また、授業を通して新型コロナウイルス感染症に対する知識や理解を深めることで、子どもたちの不安や悩みの解消にも努めているところでございます。

そして、日々の学校生活において、先生や子どもたちがアイデアを出し合い、今の状況だからこそできることを考え、例えば、ICTを活用した交流を企画するなど、コロナ禍の学校生活に対して子どもたちが受け身になるのではなく、積極的に考え、行動することを大切にしているところでございます。

以上です。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 私も、先日、町内の各学校を訪問させていただいて、学校の取り組みをお聞きいたしました。手洗いの仕方やマスクのつけ方、換気などもきめ細かに手当てされておりました。授業においても密にならない学習形態などの工夫がされているとのことでした。また、コロナに対する正確な情報や偏見に対しても適切な指導をされているとのことでした。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、国連・子どもの権利委員会の声明において、コロナ禍の緊急事態宣言や都市封鎖などの宣言をした国で多くの子どもが身体的、情緒的、心理的に重大な影響を受けていることを警告し、各国の子どもの権利を尊重、保護する措置を求めています。

その中で、特に、文化芸術を大切にすること、正確な情報を優しく知らせること、政策を決めるとき、例えば修学旅行、運動会、卒業式などでありますが、子どもの意見を十分聞き、考慮される機会を設けることなどが盛り込まれております。また、オンライン学習が不平等や格差を悪化させないようにことも明記されております。

今後ともコロナに対してはいろいろと課題が出てくることも考えられますが、適切な対応をよろしくお願ひいたしまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて今西利行議員の一般質問を終わります。

続きまして、榎木憲法議員の一般質問を許します。榎木議員。

○10番（榎木憲法） おはようございます。

私、榎木憲法が通告に従い質問させていただきます。

第5次まちづくり総合計画の中で、まちづくりの目標として「健やかに安心して暮らせるまち」と掲げられています。これを視点といたしまして、交通安全対策について1問のみ質問させていただきます。

朝の国道307号の東行き渋滞回避のため、工業団地への通勤の方々が町道郷之口鷲峰山線及び町道郷之口湯屋谷線を抜け道として利用されています。その方々の交通マナーの向上についてです。

質問のきっかけは2つありまして、1つはこのことに関しましては10年ほど前から度々当時の議員が質問、申し入れ等をされ、かなり良くなっていたのですが、ここ最近、マナーの低下が散見されるようになってきました。

また、きっかけの2つ目としまして、皆様ご存じのように、この新市街地に進出された第1号企業が7月末から操業されると伺っています。企業の方にお聞きしましたところ、そのほとんどの方が宇治から立場林道を利用しての通勤とのことでした。つまり、現在のところ、この企業の通勤の方は国道307号の利用はなされていないのですが、7月末以降、120台の車が国道307号を利用されることになり、恐らく、銘城台交差点辺りからの渋滞に拍車がかかると思われます。結果、工業団地への朝の通勤の方への影響が想定され、町道郷之口鷲峰山線及び町道郷之口湯屋谷線の利用者がますます増えてたり、渋滞増による時間的余裕のなさから、焦り運転やスピードを上げての走行などが想定され、事故発生などが懸念されます。

以上、きっかけとなりました2つのこのような背景の中、この道路は地域住民の生活道路として、また、子どもたちの通学路として利用されています。その道路における通行車両の現状と地域住民の方の現状の2つを説明させていただきます。

まず、1つ目の通行車両の現状ですが、ある1日の調査ですけれども、時間帯通行車両台数は、7時から8時の1時間に126台、8時から9時に101台、2時間の間に合計227台が利用されております。そのときの通行状況ですが、時間的余裕がないがためなのか、狭隘道路的なところでもなかなか減速されません。逆に地元の方が危険箇所を認識していますので、率先して停車したり、減速されているのが現状です。住民の方の声として、「工業団地のトップクラスの方に朝の時間帯に一度西向きに走行してほしい。どのようなヒヤリ感とか危険度を認識していただいて、社員教育を実施してほしい」という声が上がっているほどなんです。

次に、2つ目の地域住民の現状ですが、この問題に取り組まれて10年、この10年の間に地域の方々も実際、年を重ねてこられました。当時70歳だった方がもう現在80歳です。世間では高齢者によるブレーキミスや逆走問題などが発生し、高齢者の方の免許証早期返上などが言われていますが、地域の方はまだまだ車を利用せざるを得ないとの声を耳にします。まさに高齢化社会の中であっても車両を利用せざるを得ないのが現状でございます。

そこで、以上のことからソフト面での対応として、工業団地などへ早めに出勤して、ゆりのある通勤を、といった啓発運動を展開していただくというようなことはできないでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 榎木議員様におかれましては、通学児童の見守り等の交通安全啓発に常日頃からご尽力いただいておりますことに、まずもって厚く御礼申し上げます。

ご質問の町道郷之口鷲峰山線及び郷之口湯屋谷線に対します交通安全対策につきましては、当該路線が地域住民の生活道路であり、通学路の指定もあることから、町といたしましても、重要な路線の一つであると認識しております。これまでからも地元区やPTAの方々、宇治田原工業団地管理組合等のご協力を得て、各種の取り組みを行っていただくとともに、町職員有志による毎月の交通安全啓発においても、交通マナーの向上を図る取り組みを行ってきているところでございます。

今後につきましても、地元区やPTAからのご意見、ご要望を踏まえ、交通マナーの徹底について工業団地管理組合と連携して、企業や事業所への働きかけを引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 榎木議員。

○10番（榎木憲法） 常々から密接に対応されているとのこと感謝いたします。特に、今回質問、申し入れしましたのは新市街地での操業開始に伴う事前対策として質問させていただきました。回答にありました件、よろしくお願いいたします。

次に、ハード面での対応ですが、狭隘道路として危険箇所が2カ所あるんですが、1カ所は平岡公民館から東へ30mのところのカーブのところ、2カ所目がその先にある山中製作所からうぐいす幼稚園入り口の十字路までの間、いずれの場所もカーブミラーも設置され、道路面上にも注意喚起する標語などがされていますが、もっと運転手の目線の高さで訴えるもの、例えば、立て看板とか図案化した絵図とか視覚に訴えるようなものの設置を要望したいのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 当該町道につきましては、狭隘な上に朝夕の通行車両が多いことから、これまでからも通勤車両の国道307号への走行呼びかけや交通安全啓発看板の設置等を行ってきたところであり、引き続き、これらの取り組みを進めますとともに、ただいまご指摘のありました特に狭隘で危険の恐れがある箇所につきましては、啓発看板や電柱幕等のもとより、運転者の視覚に注意や減速を促す路面へのイメージランプ等の設置につきましても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 榎木議員。

○10番（榎木憲法） 検討していただけるという回答、ありがとうございました。一日も早い実現をお願いいたします。

図案化の一つとして、提案があります。従来の「スピード落とせ」といった看板ではなく、まちのシンボルとして使われているハート、このマークの活用などはどうでしょうか。例えば、ハートの絵のみとか、ハートの中に記号、一文字を記載するとか、あるいはハートの中に30とかいう数字を入れてみるとか、見た人に「何これ」と思わせるような宇治田原らしい看板もあっていいのではと思います、提案させていただきます。

あと、参考までに連絡しておきたいのですが、先ほどの山中製作所から道路の左側、樹木が道路側にかなり伸びてきています。架線にもかなりかぶさっていますので、関西電力と連携され、除去への対応をお願いいたします。

最後に、7月末から新市街地で操業を開始される企業の方も「地元説明会で出た住民の皆様の意見・要望を取り入れ、出社の際には国道307号の新規にできた右折レーンを利用するよう社員教育を行っている」と伺っています。かなり気を遣っておられるようでした。7月以降、新たな交通問題が発生するのか、誰も予測できませんが、もし発生の際は関係機関の方々と迅速な対応を取っていただけますよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口 整） これにて榎木憲法議員の一般質問を終わります。

次に、宇佐美まり議員の一般質問を許します。宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 改めまして、おはようございます。

通告に従い、宇佐美まりが一般質問をさせていただきます。

このたびの宇治田原町都市計画マスタープランの見直しの中で、第5次まちづくり総合計画（後期基本計画）の整理として、目指すまちの将来像「人がつながる 未来につ

ながら お茶のふるさと 宇治田原～やすらぎ・ぬくもり・ハートのまち～」が掲げられています。その内容は人と地域のつながりや豊かで安らぎを感じることのできる自然環境といった本町ならではの資産を将来の担い手につなげていくとともに、新名神高速道路や宇治田原山手線の道路ネットワークが新たにつながることによる生活の利便性向上や広域的な交流の活発化により、地域のにぎわい・活力が創出され、まちの持続的な発展につなげていくとあります。これは本町の歴史・文化を活かし、歴史資源を保全し、歴史・文化を感じられる拠点として配置するとともに、茶文化や新名神高速道路などの整備を活かした魅力的で誰もが訪れたいまちの形成を目指したものであると思います。

これは、平成28年に策定した宇治田原町観光振興計画においても、「日本緑茶発祥の地」としての地域ブランドと地域のおもてなし力で、観光によるまちづくりにも取り上げられています。最近の取り組みの中でも京都・宇治田原町移住サイトの「うじたわらいく」において、茶文化のまちとしてお茶を中心とした交流拠点の形成や広域・地域との結びつきの強化を図ったものが数多く見受けられます。

しかし、その反面、歴史的遺産などを活かした景観形成や歴史・文化を感じられる拠点の配置などの取り組みについては発信力に弱さを感じています。本町は地理的にも京都、奈良、近江への交通の要衝に位置したことから、古くから歴史の舞台にも登場し、現在でもまちには数多くの歴史・文化遺産が残されており、歴史的意味合いはとても重要です。

本町として、これから町の財産とも言える歴史的遺産などをどのように活かしていくのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 文化財は、長い時間の中で継承されてきた地域特有のものであり、次代に引き継いでいく大切な歴史的資産であります。文化財にも国・府・町の指定や有形・無形のものがあり、それぞれ先人たちの営みが今日まで切れることなくつながってきた地域における精神的な柱ともなっております。新しいところでは湯屋谷地域の茶畑や茶問屋の街並み、永谷宗円生家を含む南山城地域の関係文化財が日本茶800年の歴史散歩として平成27年に日本遺産に認定され、現在、京都府を中心に宇治茶生産の景観として、世界文化遺産登録を目指しているところです。

また、議員ご指摘のとおり、古来より本町は交通の要衝でもあったことから、人や物だけではなく、文化の交差点として、歴史的価値のある資産が本町各所に点在している

ところです。これら文化財や地域の風土が生み出した景観などの歴史的資産を地域のにぎわいづくり等に活用していくため、本町PR動画や観光冊子、ホームページ等で広く紹介をさせていただき、本町のお茶にまつわる文化や歴史ある寺社等を発信するなど、幅広い層に対し働きかけ、観光人口の増加に向けて取り組んでいるところであります。

今後、新名神高速道路や都市計画道路山手線など、道路ネットワークが整備されることにより、人の流れも大きく変わることから、本町の歴史的・文化的資産を今後より一層積極的に情報発信し、人を呼び込み、地域のにぎわいを生み出す観光資源として活用してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） ありがとうございます。

次に、地域における文化財の総合的な保存・活用について教育委員会にお尋ねいたします。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律では、「市町村は都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる。」とあります。これは過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要とされているからです。

今回は、町の歴史的財産と言える禅定寺や猿丸神社について触れたいと思います。

例えば、禅定寺は奈良東大寺の別当であった平崇上人によって正暦2年（991年）に建立されました。文化財の状況については国の指定だけでも木造十一面観音立像、木造日光月光菩薩立像、木造四天王立像、紙本墨書、紙本墨書禅定寺文書、これらは全て重要文化財となっており、安置されています。ほかにも平成の大涅槃図をはじめ、本堂や観音堂、五輪塔や各種碑等など、歴史的資産が数多く残されています。庭園は四季折々の景観を十分楽しむことができます。

また、猿丸神社は百人一首で有名な歌を詠んだ猿丸大夫をご祭神としており、体の腫れ物の病気を癒す靈験があるとして、こぶを取る神、がん封じの神と篤く信仰され、親しみを込めて猿丸さんの呼称で信仰されてきました。春季大祭・秋季大祭をはじめ、毎月13日に行われる月次祭は町民の生活に浸透し、多くの人々の参詣でにぎわいます。

これらのほかにも、町内には多くの寺社仏閣があり、本町の歴史的文化的資産の保存につ

いてどのように考えておられるのか、また、今後どのように活用していくのかをお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 文化財の保護につきましては、文化財の価値を損なうことなく後世に継承する保存と地域や社会の中で適切な活用の双方を進めることが求められております。

本町には、文化薫る魅力ある名所が数多くあります。ご質問にありました禅定寺地域には古代から近江へ抜ける街道であったと考えられる田原道が通り、また、滋賀県境の禅定寺峠には宇治田原の古図に関所跡が記されるなど、歴史上重要な場所に禅定寺や建藤神社、猿丸神社といった神社仏閣をはじめとした多くの貴重な文化財が点在しております。このような文化財につきましては、文化財防火デーに合わせまして、所有者、消防機関、地域の方々と連携した防火訓練が行われ、また、町では貴重な文化財を後世に残すための保全修理や防災設備の維持管理に要する費用に対して補助金を交付するなど、これまでは保存に重点を置いた施策を講じてまいりました。

今後の活用につきましては、平成31年4月に文化財保護法が改正されました趣旨を鑑みますと、これからの時代にふさわしい活用方策として、その特性や保存に配慮しつつ、魅力をより一層引き出すような形での活用が必要と認識するところでございます。文化財が地域振興、観光振興などを通じて、地方創生や地域活性化に貢献することも考え、未指定を含めた文化財を総合的に把握するとともに、まちづくりに活かしつつ、適切な保存と活用がお互いに効果を及ぼし合いながら、その継承に取り組み、町内外を問わず、多くの方が宇治田原町の文化に触れていただくように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） ありがとうございました。

本町にある豊富な観光資源とプロモーションの強化についてお尋ねいたします。

本町には、先人から引き継いだ数多くの歴史的財産が残されており、とりわけ、歴史的な価値観が高いとされる禅定寺には日本文化に囲まれた中でゆったり時を過ごすことができる喫茶店も併設されており、観光スポットとして位置付けることができる施設があります。町内外を問わず、外国人の方にも観光としてくつろいでいただくことができると思います。

さらに、百人一首で有名な歌を詠んだ猿丸大夫をご祭神としている猿丸神社も含め、

町の観光スポットの一押しとして町のPRとともに、もう少し取り上げてはいただけないでしょうか。

また、本町の特産品として干し柿の一種、古老柿があります。11月に入ると田畑に柿を干すための柿屋が建てられ、その光景は町における初冬の風物詩です。このことは京都府のウェブページとして山城振興局で紹介され、発祥伝承のお話の中で「孤娘柿」として掲載され、おとめ観音として禅定寺に安置されています。

古いものを訪ね求めて、新しい事柄を知る意から、昔からあることわざの中に温故知新が広く知られていますが、この間の町のPR活動からは歴史的な財産をアピールする内容があまり取り上げられていないように思います。地域ブランドを最大限に活かし、地域のおもてなし力で観光によるまちづくりに取り組むためにも、これらのことを取り入れながら、茶文化や新名神高速道路などの整備を活かした魅力的で誰もが訪れたい観光・交流したいまちの形成を目指してはいただけないでしょうか。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

議員ご発言のとおり、本町の特産品でもある古老柿の伝承が伝わる禅定寺、猿丸大夫をご祭神とする猿丸神社をはじめ、町内最古級とも言われる三宮神社の社殿や煮栗焼栗の伝説が残る御栗栖神社など、町内には歴史や伝承がある社寺が数多く存在いたします。特に国指定重要文化財を多く収蔵する禅定寺では南山城地域において、古い歴史を有する古寺として、研究者や歴史ファンからの認知度は高く、平成26年には京都国立博物館で「南山城の古寺巡礼」特別展覧会も開催されております。

現在、歴史のある社寺も含め、町内の各分野にわたる拠点を観光資源としてホームページや冊子等に掲載するなどして発信を進めているとともに、京都府観光連盟を通じた京都市内観光拠点での本町ガイドブックの配架やお茶の京都DMOが主体となった禅定寺や猿丸神社等への誘客を目的とする様々な事業も展開していただいているところです。現在進められている道路ネットワークの整備が進むことにより、「日本緑茶発祥の地」や茶文化をはじめとする地域の特色をより発信できるとともに、実際に訪れ、体験していただく双方向の交流が図れるものと考えます。

歴史や文化、また地域住民のおもてなしの心など、本町しかない強み、地域ブランドを効果的に活用していく中で関係機関とも連携し、本町を訪れたいと動機づけができる内容の精査や発信の方法に研究を重ねているところでありますので、今後も様々な識見からのご意見、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） ありがとうございます。

コロナ禍が終息を迎えた暁には、脚下照顧、文化継承する意味からも観光・交流したいまちを発信し、町内外を問わず、多くの方に来町していただき、一層観光によりにぎわう宇治田原町であることを期待して、私、宇佐美まりの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて宇佐美まり議員の一般質問を終わります。

次に、山内実貴子議員の一般質問を許します。山内議員。

○5番（山内実貴子） 山内実貴子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、1点目に防災・減災対策について、避難所運営と備蓄品について、男女共同参画の視点からお伺いいたします。

2020年5月に内閣府男女共同参画局が取りまとめた「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」には、「災害は自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まるとされており、被害を小さくするためには社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要」であり、「中でも人口の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須。」などとあります。

そして、都道府県・市町村の防災・危機管理担当局、男女共同参画担当部局が女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を示しております。また、避難所や備蓄品についてのチェックシートなども掲載されております。本町でも地域防災計画があり、男女双方の視点でのニーズについての記載がありますが、いま一度見直しが必要な点はないでしょうか。

ガイドラインのような男女共同参画の視点からの避難所運営や備蓄品について、本町のこれまでの取り組みと考え方についてお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 男女共同参画の視点の重要性は、町でも認識しており、町地域防災計画においても避難所運営や備蓄品等において、男女双方の視点やニーズに配慮す

ることとしております。

このような視点からの避難所運営や備蓄品についての町のこれまでの取り組みや考え方とのご質問でございますが、避難所運営においては性別、年齢を問わず、避難された方々の誰にでも対応できるよう、担当する職員は男性だけでなく、できるだけ女性職員も配置するよう努めておるところであります。備蓄品につきましても、乳幼児等と共に避難された場合も想定し、哺乳瓶や粉ミルク、紙おむつ等の備蓄を行い、また、プライバシーの保護や新型コロナウイルスへの対策といたしまして、パーティション等の配置も行ったところでございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 自然災害が激甚化、頻発化する中で、女性や子育て家庭に配慮した避難所運営のさらなる強化が求められております。東日本大震災を教訓に、避難所運営では授乳室や男女別トイレなどの設置の必要性、また、女性用品、粉ミルクなどの備蓄品確保など、全国の自治体で改善が進められてきました。

しかし、2016年4月に発生した熊本地震や2018年の西日本豪雨、2019年の令和元年東日本台風などでは授乳できる場所がなかったり、生理用品が不足するなどの事態は相変わらず後を絶ちません。

本町においては、男女双方の視点やニーズに配慮することとして、避難所運営においては担当する職員は男性だけでなく、できるだけ女性職員も配置するよう努めていただいているともお聞きしました。備蓄品についても哺乳瓶や粉ミルク、紙おむつ等の備蓄、また、コロナ対策などでのパーティションの配備など、社会的状況等も踏まえつつ整備をされているところだと考えますが、様々な用途を考えていく上で必要なものが揃っているのか、女性用品についてはどうなのかなど再度点検をするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 本町の災害時備蓄品については、当初はアルファ米や飲料水、毛布等の生活必需品が主でございましたが、先ほどの答弁にもありますとおり、社会状況、ニーズ等の変化を踏まえる中で、粉ミルクや紙おむつ等を備蓄品に加え、また、昨年度には新型コロナウイルス感染症対策物資の避難所への配備も行ったところでございます。

このように、備蓄品の種類も徐々に増やしてきているところではございますが、現在の備蓄品目をもって全て事足りると考えているわけではございません。今後におきまし

ても、検討、検証を常に行い、改善に努めることとしております。

また、女性用品は現在備蓄できておりませんが、女性の意見やニーズ等も踏まえ、今後、福祉避難所をはじめとする各避難所に備蓄してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 女性用品の備蓄については、女性の意見やニーズ等を踏まえ配備していただくとともに、ご答弁にもありましたとおり、備蓄品については今後も検討、検証を常に行い、改善に努めていただきたいと思います。

女性の視点で、また男女共同参画の視点からも男女双方からの意見が反映されていくことがこれからの社会においてさらに必要になってきています。そういった面で、避難所運営や備蓄品など、防災を考える上でも意見を反映できる場として、町の防災会議に女性委員の登用をと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 先ほどの答弁にもございますように、町といたしましては、防災・減災の分野におきましても、女性の視点を取り入れることは重要であると認識しているところでございます。これまでからもご意見をいただいております本町防災会議への女性委員の登用につきましては、女性委員の推薦を参画機関にお願いしていくとともに、例えば女性防災士に委員をお願いしていくことなども視野に入れながら、引き続き調整、検討してまいりたく考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたしますを申し上げます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 平時から男女双方の意見を広く聞く態勢をお考えいただきたいと思います。その上で、防災・減災の取り組みとして町防災会議への女性委員の登用についても早期にご検討いただけますようお願いいたします。

次に、2件目、奨学金返還支援事業の推進についてお伺いいたします。

まず、全国で広がる奨学金返還支援事業についてお尋ねいたします。

日本学生支援機構によると、返済が必要な貸与型奨学金の利用者は約129万人で、学生の2.7人に1人が利用しており、大学の学生1人当たりの平均貸与額は、無利子の第一種が241万円、有利子の第二種は343万円に上ります。また、卒業後の返還額は平均すると1人当たり年間約20万円となっており、返還者数の約7%が延滞するなど、日々の生活に奨学金が重くのしかかっている人は少なくありません。

そのような中、全国各地で若者の奨学金を支援する取り組みが広がりを見せており、内閣官房の調べでは2020年6月現在で32府県、423市町村において実施され、以降も実施自治体は増加しており、京都府内においても京都市及び4市において実施、または今年度より実施予定となっております。全国的に奨学金返還を支援する取り組みが増えており、国の特別交付税措置も拡大されております。

このような現状をどのように認識されておられますでしょうか。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 奨学金制度につきましては、有利子の貸与型奨学金が創設された1980年代には経済的に厳しい家庭の出身者が利用するものとして、大学進学者の2割程度の利用で始まりましたが、1990年代の後半には4年制大学への進学率の急増と奨学金制度の採択基準が緩和され、制度が変化する中で2000年代に入り、これまで多くの学生が利用している状況にあります。近年の社会情勢の変化、また、コロナ禍が拍車をかけ、返済が生活の大きな負担になっている利用者が増えており、社会課題となっている状況にあり、国からの特別交付税の財政支援を受けられるようになったことから、全国的に地方公共団体での奨学金返還支援制度の取り組みが始まっていると認識するところでございます。

なお、日本学生支援機構で紹介されている地方公共団体の支援制度を見ますと、そのほとんどが国の財政支援を受けるための条件として、移住・定住、また、就労を条件とした制度が展開されている状況でございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 近年の社会情勢の変化、また、コロナ禍が拍車をかけ、社会課題となっている状況で、国からの財政支援もあり、全国的に地方公共団体での奨学金返還支援制度の取り組みが始まっていると認識されているとのこと、また、その支援制度のほとんどが移住・定住、また、就労を条件にしているとのことご答弁でした。

それでは、本町での事業実施についてお伺いいたします。

この制度は、奨学金を返還する若者への経済支援にとどまらず、多くの効果が期待できます。少子化社会にあつての教育負担の軽減による子育て環境の充実、人口減少が課題となっている本町にとってはまちの未来を担う人材の育成、確保など、定住促進にもつながります。また、制度実施方法によっては人手不足に悩む中小企業、小規模事業者の人材確保、人材定着につながり、特に人材が不足する農業、医療、介護、保育等の業界においては取り組み効果が大きいと言えます。

コロナ禍で不安が高まる中、奨学金返還支援は中間所得層への大きな支援となります。給料が低い若いうちから可処分所得が増加すると地域での経済活動に寄与し、耐久消費財の購入も早まります。それらにより税収増加にもつながるなど、地域経済の活性化に貢献することが期待されます。国による支援制度拡充も進んできていて、市町村実施分については基金の設置が不要となり、特別交付税の対象経費が拡充されるとともに、高校生等も支援対象者に追加されるなど、より使いやすい制度となってきました。

本町における事業実施についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

国の奨学金の支援制度につきましては、平成27年度頃から始まり、昨年6月、制度の見直しがされた奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱では、特定の業種に一定期間就労する、あるいは地元で一定期間居住するなど、地方公共団体ごとに定められた要件を満たす奨学金利用者の方に地方公共団体が奨学金返還を支援する制度となっており、この制度は奨学金を返還する若者への経済的支援と同時に、地方の人口減少や地方経済の縮小などに対して、就労等による人材確保、若者の地方定住を図ることを目的としております。

本町におきましても、これまで移住・定住対策を最重要と捉え、様々な施策を組み合わせ、実施してきたところであり、昨年度から開始したまちの第2期地域創生総合戦略では若い世代の希望をかなえるため、独自の教育により人材育成推進することを掲げております。この視点からは議員ご意見のとおり、本事業はそのスキームによっては有効な手段の一つと認識するところですが、ニーズや事業効果も見定めつつ、国の制度の趣旨に照らし合わせ、民間独自の取り組み、京都府の動向等も含めて研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 本町での事業実施については、ニーズや事業効果も見定めつつ、京都府等の動向も含めて研究を進めていきたいとのご答弁でした。

そこで、次に京都府就労・奨学金返済一体型支援事業拡大への取り組みについてお伺いいたします。

民間企業にとって、自社の人材確保策として独自の奨学金返還を行う取り組みは有効であり、先ほども申し上げましたが、特に人材不足に悩む中小・小規模事業者、農業、

医療、介護、保育等の業界の取り組みの効果は大きいと言えます。自治体による奨学金返還支援制度の中には京都府就労・奨学金返済一体型支援事業のように、民間事業者が自社の人材確保策として行う奨学金返還支援に対して助成を行うものもあります。本年4月から、日本学生支援機構の奨学金について企業が社員に代わり、機構に直接返還することができる仕組みも導入されました。企業にとっては返還支援した分の金額は法人税法上、損金算入でき、直接返還を行う企業名などが機構のホームページに掲載されるなどのメリットがあります。このように、京都府就労・奨学金返済一体型支援事業を活用して若者を支援するとともに、町内企業の人材確保に取り組むことも大切だと考えます。

より多くの奨学金を返還する若者が制度を利用できるようにするため、本町においても制度の周知を図るとともに、制度導入企業の増加に向け、町からの働きかけを強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、山内議員のご質問にお答え申し上げます。

現在、コロナ禍とはいえ、本年4月の府内の有効求人倍率は1.05倍で、前月と比べ微増はしたものの、コロナ禍前と比較すると国内経済の現状を表したものとなっておりますのでございます。また、この春卒業した全国大学生の就職内定率は5年ぶりに90%を下回るなど、就職を取り巻く環境は依然として厳しく、予断を許さない状況でございます。

半面、近年において急速に進む情報化やグローバル化、また、2030年までに持続可能な開発目標を定めたSDGsに示される企業活動や経営の継続性など、経済の大きな潮流を的確に捉え、柔軟に対応する人材の育成や能力の開発は企業にとって急務となっておりますのでございます。ご承知のとおり、コロナ禍の厳しい経営環境の中、人材確保や雇用の継続を行う必要から、雇用調整助成金や感染症拡大防止協力金など、国や府が中心となり、各種の支援策に取り組まれておるところでございます。

また、議員ご指摘のとおり、京都府においては数多くの大学、研究機関を有する地域性から、若手人材の流出を防ぎ、若い世代の負担を可能な限り少なくするとともに、仕事と生活の質を高めるワーク・ライフ・バランスを進めていくため、従業員の奨学金返済を負担している事業所に対して、その一部を補助する就労・奨学金返済一体型事業を推進されており、本町においても、現在、数軒の事業所が奨学金返済支援制度を導入されておるところでございます。

次代を担う若者は、本町にとっての未来であり、今生きる我々の宝であります。本町経済のみならず、まちの活性化に欠くことのできない存在であり、同制度を踏まえ、若手人材が事業所内できらりと光り、地域の未来を照らす存在となれるよう育成支援制度を関係機関とともに連携しながら、広報または周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 町長のご答弁のとおり、次代を担う若者は本町、また社会にとっても宝の存在です。特にコロナ禍の中にあって、就職すること、また、生きていく上での困難さも抱えている若い方たちが少なくない近年において、このような制度を利用し、希望を持って生きられるよう取り組みを進めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて山内実貴子議員の一般質問を終わります。

続きまして、藤本英樹議員の一般質問を許します。藤本議員。

○7番（藤本英樹） 議席番号7番、藤本英樹でございます。通告に従いまして、6月定例会一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問では、都市計画と防災対策について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、都市計画の中でも宇治田原山手線整備状況について質問いたします。

新名神高速道路の工事も目に見えて進んでおり、橋脚が立ち並んでいるのを見えますと、いよいよ開通が近いことを実感できます。4月9日には郷之口工区のトンネル安全祈願祭も実施されました。令和5年度までは残り僅かではありますが、開通に向けた周辺整備も含め、変わりつつある宇治田原町の景色を見ながら期待に胸が膨らんでいるところでございます。

そのような中、先日、京都府山城北土木事務所管内の令和3年度予算に西谷町長の一丁目一番地の施策である宇治田原山手線関連の整備予算が発表されました。既に事業化されております南から贄田区間をはじめ、インターチェンジ入り口から城陽側の拡幅や宇治木屋線の犬打トンネル工事など、本町を中心とした道路ネットワークが着々と進められてきております。

その中でも、都市計画道路宇治田原山手線の立川から岩山までの区間につきましては、事業化に向けた調査費が配分されたことで、西谷町長の公約実現に向けてまた一歩大き

く前進したと感じております。先日、5月15日付、洛タイ新報でも「見えた宇治田原山手線全線開通！新庁舎～工業団地に着手」と題して大きく取り上げていただきました。

インタビューの中で西谷町長の山手線への思いを語られてはおられましたが、宇治田原山手線全線開通に向けて、西谷町長の気持ちを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、藤本議員のご質問にお答えを申し上げます。

令和5年度新名神高速道路開通に向け、日々の変化に期待を寄せているのは私も同じ気持ちでございます。本町だけでなく、府南部地域にとっても大きな変化であると考えておるところでございます。

宇治田原山手線につきましては、議員時代から渋滞緩和や本町発展のために必要であると考え、要望活動をしてまいりました。平成25年2月の町長選挙以来、宇治田原山手線は私の公約の一丁目一番地として掲げてまいりました。

特に、平成25年9月の台風18号では丸山地域の国道307号は大量の崩土に埋もれ、人や車が巻き込まれていないようにと祈る思いで見つめていました。あの惨状は今でもまぶたに焼きついています。同国道は全面通行止めとなり、想像を超える大渋滞、行き場をなくした車両が生活道路や通学路を通行せざるを得ない状況となり、大型車も狭い町道を通る事態となったことから、京都京阪バスと緊急調整し、小型バスの運行により、通勤・通学の足を確保いたしました。京都府による懸命な復旧作業により10日ほどで片側通行が可能となり、その半年後には災害復旧工事も完成いたしました。ひとたび幹線道路が寸断されると、その影響は多大であり、住民生活のみならず、経済活動や周辺地域を含めた広範囲に及ぶことを身をもって知り、幹線道路がもう1本あればと痛切に感じたところでございます。

その後、平成26年2月に官民一体となった都市計画道路宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議を結成していただき、知事への要望をはじめ、啓発活動など精力的に取り組んでまいりました。知事の顔を見るたびに宇治田原山手線と申し上げてまいりました。知事も私の顔を見れば宇治田原山手線と認めていただいていたのではないかと思います。皆さんの強い要望により、平成29年度に1期区間として、現在施工中の南から新庁舎までを事業化していただくことができました。そして昨年度、西脇知事の「未着手区間についても切れ目なく整備を進める」との一般質問の答弁があり、今回、新庁舎から岩山までの事業着手に向けた準備調査費を計上していただくことができました。先の見えなかった暗闇から明るい光を照らしていただけたような心境でございます。

長年、一丁目一番地の公約として掲げてきたことがようやく現実的になってきたことに対して、西脇知事をはじめ、ご尽力いただいた皆さんに心から感謝を申し上げたいと思います。もちろんこれは私一人の思いだけでなく、谷口議長をはじめ、議員の皆さんや住民会議の皆さん、そして何よりも多くの住民の思いが実を結んだものと思っております。小さなまちにできることは限られておりますので、京都府のお力添えに感謝するとともに、感慨無量でございます。とはいえ、これがゴールではなく、今年度事業実施の評価により決まるため、ここからがスタートであると考えております。今後とも皆様とともに全線開通に向け、粉骨砕身、政治生命をかけて進めていきたいという決意でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 西谷町長が掲げるまちづくりの中に、この宇治田原山手線の整備は不可欠なものと認識しております。私も町長与党として、また、住民会議のメンバーとして、西脇京都府知事に感謝を申し上げたいと思います。

先ほど、西谷町長の答弁にもございましたが、昨年、京都府議会9月定例会における古林良崇府議の一般質問の答弁で、西脇知事が「新名神高速道路の効果を最大限に活用するため、現在着手区間の完成後、切れ目なく整備する必要がある。」と答えられたとおり、有言実行していただきました。町予算ではとても実現できない事業を京都府で進めるべくご尽力いただいていることに、この場をお借りし、感謝の意を表したいと思っております。現在工事中の南から新庁舎区間に加え、未着手の1.8kmが完成するということは既に施工中の山手北線が滋賀県へのアクセス、宇治木屋線の犬打峠が完成すれば、和東町から三重県へのアクセス、城陽市の境から国道307号線も整備され、国道24号線のバイパスである城陽井手木津線が完成すれば、奈良県や大阪府とのアクセスができることとなります。

高速道路だけでなく、こうした国・府・市・町道の道路ネットワークの形成はリダンダンシー効果により災害に強いまちづくりの基盤が出来上がり、住民の安全・安心につながるものと考えますが、そのほかにどのような効果を期待しておられるのか確認したいと思います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 藤本議員がお考えになっておられるとおり、滋賀や大阪、奈良へのアクセスが格段に向上していくことになると思います。高速道路としても宇治田原インターチェンジだけでなく、大津スマートインターチェンジや京滋バイパスの南郷インターチ

エンジなど、各地への移動時間が一気に縮まってまいります。高速道路へのトリプルアクセスと併せて、宇治田原山手線の役割は非常に大きいと感じておるところでございます。こうしたインターチェンジ周辺の道路網の状況は全国的にも注目されており、物流関係など、本町に企業を積極的に誘致するようなまちづくりを進め、立地企業が増えれば税収増にもつながり、住民へ還元できると期待をしておるところでございます。コロナ禍で運送業が伸びてきていることも追い風になればと考えておるところでございます。

また、リモートでの仕事も増えてきており、通勤という概念も変わりつつあります。東京をはじめ、都市部に一極集中していた状況から、住みやすさ、暮らしやすさを求める方々が田舎暮らしに注目されているとお聞きします。本町は鉄軌道のない中山間地域ではありますが、道路網の整備により、移動時間が縮まることで着目してもらえれば、移住要因の一つになると期待をしておるところでございます。

「日本緑茶発祥の地」という茶文化を掲げる本町特有の強みを発信するとともに、実際に訪れ、体験していただく双方向の交流も生まれてくると思います。こうした状況の中ではありますが、これをチャンスと捉え、まちづくりの基盤整備に全力投球していきたいと考えておるところでございます。今後は大動脈となる新名神高速道路が本町をはじめ、京都府南部エリアの発展に大きく寄与するものであると期待するとともに、引き続き、京都府のご理解、ご支援のもと、宇治田原山手線全線開通に向け知恵を絞り、汗をかき、30年先、50年先の未来に希望と責任が持てるよう、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） これからの5年、10年のまちづくりが本町が発展するか、過疎化するかの瀬戸際であるということは以前から申し上げております。今、本町に求められているものは新名神高速道路開通という追い風を受けて、さらなるインフラ整備をどのように実現していくかであると認識しております。厳しかった町長選挙を乗り越えて、3期目、町政の一丁目一番地である山手線整備事業を先ほどの熱い答弁にもあったとおり、本町も知恵を絞り、汗をかき、住民の30年、50年先を見据えたまちづくりを行うためにも受け身ではなく、積極的に全力で取り組んでもらいたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。

次の質問では、防災対策として、避難情報の見直しとその周知方法について質問をいたします。

近畿地方での梅雨入りは、5月16日と昨年より25日、平年よりも21日早い梅雨入りとなりました。そうした中、本町におきましては、5月20日から21日にかけて梅雨前線の影響による大雨が降り、21日午前6時には時間雨量27ミリ、午前7時には時間雨量29ミリ、累加雨量157ミリと豪雨になったところで、もちろん大雨警報が発令されました。田原川の水位も上昇し、1.48メートルと基準を超えてしまいました。

本町におきましても、住民の皆さんの安心・安全を守る観点から、万が一の避難に備えて自主避難所を開設されるなど、各種の防災対策に努力していただいたところであり、土砂崩れなどが町内各所であったものの、幸いにして人的な被害もなく安堵しているところでございます。

そこで、質問でございますが、避難に備えて自主避難所を開設されましたが、どのような考えで開設され、自主避難者はおられたのか、また、各地域の自主防災組織の待機状況はどのようにされたのか確認したいと思います。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 5月20日から21日にかけての梅雨前線の影響による豪雨では、21日、朝5時34分に大雨警報が発令され、その直後から時間雨量20ミリを越す大雨に見舞われることとなったところでございますが、ご質問いただきました自主避難所につきましては、豪雨により河川の水位が急激に上昇したことから、万が一の備えとして、まずは自主避難者への対応といたしまして、住民体育館に避難所を開設したところでございます。豪雨が長時間続き、状況がより悪化すれば避難情報を発令、避難所も自主避難所から指定緊急避難場所への格上げ等を行うこととなりますが、幸いにも大雨が当初の予測どおり、長く降り続くことがなく、また避難者もいなかったことから、大雨の恐れがなくなった11時30分をもって避難所の閉鎖を行ったところでございます。

また、各地域の自主防災組織につきましても、避難所開設にあたり、会長である各区自治会長への連絡を行い、町と歩調を合わせる形で公民館に一時避難場所を開設された地域もあり、役員の皆様にも公民館に待機いただいたところでございます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 今回の警報で自主避難所を開設され、万が一の場合に備えていただ

いたことを感謝申し上げます。

ところで、この5月20日には改正災害対策基本法が施行され、避難勧告と避難指示が一本化されるなど、避難情報の見直しがなされました。この見直しは避難勧告と避難指示の違いが分かりにくく、また、避難勧告が発令されても避難指示が発令されるまで避難しない、いわゆる指示待ちの人が多といった課題等への対応として行われ、警戒レベル4の避難勧告と避難指示については「避難指示」に一本化され、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令するとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立ち退き避難がかえって危険であると考えられる場合に、直ちに安全確保を促すことができるとするなど、避難情報が改善されました。

本町でも、これまでから避難情報を発令されてきたところではございますが、避難の必要性や緊急性が伝わらなければ発令しても意味がないものと考えます。今回の見直しを受け、どのように周知していくのか、また、今後どのように住民に理解を深めていかれるのか確認したいと思います。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 災害対策基本法の一部改正が4月28日に成立、5月20日に施行され、避難情報の見直しが国において行われました。具体的には、これまで「避難準備・高齢者等避難開始」と称していたものが「高齢者等避難」に名称が変更され、避難勧告と指示が「避難指示」に一本化、従来の避難勧告の段階で避難指示を発令することとなり、避難せずに逃げ遅れて被災される方をより少なくするような運用に改善されたところでございます。

ご質問の住民の皆様への周知でございますが、6月号町広報紙に記事を掲載するとともに、町ホームページでも周知を行ったところでございます。今後におきましても、各区、自主防災会にご相談申し上げる中で、訓練等の場を活用しての周知や回覧チラシを活用するなど、あらゆる機会を通じて引き続き周知に努めてまいりますことといたしておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 今年は、先ほども申し上げましたが、かなり早い段階から梅雨入りとなりました。梅雨の期間が長ければ、それだけ災害が発生する可能性も高くなると思われれます。また、避難となると避難所での新型コロナウイルス感染症の心配も出てまいります。近年は地球温暖化による気温の変化などが影響し、線状降水帯の発生、ゲリラ

豪雨、台風の巨大化や、いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震など、自然災害からは避けられない気象条件になってきていると感じております。これから本格的な自然災害が多発する恐れのある季節を迎えるにあたり、住民への情報提供をしっかりと行えるような体制整備を整えていただけますようお願い申し上げます。6月定例会一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて藤本英樹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口 整） それでは、休憩前に引き続き、日程第1、一般質問を続行いたします。

上野雅央議員の一般質問を許します。上野議員。

○6番（上野雅央） こんにちは。上野雅央でございます。

まずもって、新型コロナウイルス感染防止対策の防止にご尽力いただいている皆様方に敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。本町におきましても、ワクチン接種が進められている中、医療関係者の皆様方をはじめ、行政関係及び従事していただいているスタッフの方々に心よりお礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1、デジタル化の推進と行政サービスの向上についてです。コロナ禍による社会変容によって、私たちのライフスタイルや働き方などが急激に変化しております。

このような現実において、1、本町におけるICT推進の考え方についてであります。

昨年12月、国におきまして「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示され、社会のデジタル化を強力に進めることになりました。引き続き、感染対策の徹底が求められる中、コロナ社会の中、ポストコロナの新しい社会をつくるため、国家レベルでデジタル化政策を進めるため、本年9月にはデジタル庁が創設される予定です。電子申請サービスやテレワーク勤務、オンライン会議など、住民の利便性や行政サービスの向上を目的とした効率化の波が一気に押し寄せようとしております。

そこで、住民対応におけるテレワーク勤務及びオンライン会議等、ICT推進の取り組みについてお聞かせください。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 国においてデジタル社会形成基本法が制定されたことに伴

い、地方自治体ではその基本理念に基づき、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を行う中で、地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策の策定及びそれらを実施する責務を有するとされたところでございます。

本町におきましても、京都府下の自治体で構成する京都府自治体情報化推進協議会の共同化システムを導入するなど、行政システムの共同化に積極的に取り組んできたところでございます。

議員ご質問の庁舎におけるテレワーク勤務及びオンライン会議等のICT推進の取り組みにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策にも大変有効なりモートパソコンを使用した在宅でのテレワーク勤務や、Zoom等を使用したオンライン会議を行うなど、ICTの推進に取り組んでいるところでございます。今後も京都府及び府内市町村とも情報共有する中、ICT技術を活用したデジタル化を推進し、住民サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 上野議員。

○6番（上野雅央） ありがとうございます。

基幹業務システムをはじめとする共同化システムの導入は、クラウド利用による高性能で低コストというスケールメリットを生かしたものであり、今後とも積極的に進めていきたいと思っております。そこでは住民サービスの向上と個人情報の保護の観点には欠落することのないよう、よろしくお願いいたします。オンライン会議などの推進はウィズコロナ、ポストコロナ、新しいデジタル社会に対応したものであることを私もしっかりと認識しておきたいと思っております。奥谷理事のご答弁にありましておおり、今後の進展におきましては、京都府や府内各市町村としっかりとスクラムを組んでいただくことに期待したいと思っております。

それでは、次に、誰もが活用できるデジタル機器のサポート体制についてです。

デジタル化の進展とは、住民の利便性向上が目的であり、パソコン、スマホなどのデジタル機器が使いこなせるかどうかで格差を生むことがあってはなりません。現実にはスマートフォンの操作ならば携帯電話会社、パソコンの操作ならば専門の教室や業者など、また、マイナンバー等の行政の手続き等については役場などでの対応となるものと考えられますが、私も含めてなのですが、その切り分けすら理解できない方々がたくさんおられると思っております。それだけでかなりのストレスとなってしまう、周りの人に尋ねる人もいないという方にとってはほんまに関わることを拒んでしまうことになってし

まいります。

そこで、パソコンやスマホなどのデジタル機器操作において、高齢者や不慣れな住民の方を対象として、無理なく活用できるようなサポートの仕組みなどを町として住民に役立つことができないものかと考えますが、そのことについてお考えをお聞かせください。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 私たちの日常生活においても、近年、デジタル化が急速に進行し、コロナ禍により社会が変容する中、多様な分野への課題が浮き彫りとなり、国はさらにデジタル化を加速しようとしております。

そのような中、内閣府の世論調査では70歳以上の高齢者の方の約6割がスマートフォンなどの情報通信機器を利用していないといった調査結果もあり、情報格差によりICTが利用できるかどうかで、その生活の質により大きな格差が生じることが危惧されているところでございます。高齢者にとってスマートフォンなどによるインターネットの活用は利便性だけではなく、安心・安全や孤独の解消などにも貢献するところが大きく、本町におきましては、以前から社会教育の中で初級者を対象としたパソコン教室やスマートフォン教室を開催してきた経過がございます。

今後、政府が掲げる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の達成に向け、国事業として、主に高齢者のデジタル活用を支援するための講習会が全国各地で開催される予定でございます。本町におきましても、国の動向を注視する中で、引き続き社会教育が果たす役割として情報機器の必要性について、その利便性などについて啓発を行うとともに、特に高齢者等のニーズを把握する中でパソコンやスマートフォンなど、デジタル機器の便利な利用方法を学べる機会を提供できるよう、適切な支援に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 上野議員。

○6番（上野雅央） ありがとうございます。

感染予防対策として、人と接触を避けるためにもオンラインサービスの利用拡大は今後ともますます求められていくことであります。高齢者等を取り残さないためにICT機器をストレスなく使えるよう、これから展開されていくデジタル活用支援の様々な取り組みには大いに期待したいと思っておりますので、町としてもよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これで上野雅央議員の一般質問を終わります。

続きまして、山本精議員の一般質問を許します。山本議員。

- 4番（山本 精） それでは、山本精が通告に従いまして、本日最後の一般質問を行います。皆さんお疲れでしょうが、よろしくお願いいたします。

本町でも、新型コロナウイルス感染症の陽性者が現在37人に達しています。職員の皆さんの感染拡大防止の対応に感謝をいたします。また、住民の皆さんの命を守る自粛への協力に敬意を表します。

そこで、最初に新型コロナウイルス感染症対策について質問します。

1つ目は、新型コロナウイルスワクチンの接種についてです。

高齢者のワクチン接種が5月16日以来、本町でも行われています。住民体育館での集団接種の状況は順調に進んでいるようです。政府は7月中には高齢者の接種を終了するように言っていますが、多くの自治体では7月中には終わらない。8月、9月になるようなことを話されています。そこで、本町の状況をお聞きしたいと思います。

- 議長（谷口 整） 黒川健康福祉担当理事。

- 健康福祉担当理事（黒川 剛） 本町における新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、町医をはじめ、綴喜医師会八幡班の先生方から多大なるご協力をいただき、予定どおり集団接種を進めております。65歳以上の高齢者への接種は7月の最終週の土曜日、日曜日で終わることができる見込みでございます。

- 議長（谷口 整） 山本議員。

- 4番（山本 精） 分かりました。7月最後の週には高齢者の接種が終わる見込みだということですか。

そこで、聞きたいと思います。それ以外、64歳以下のワクチン接種について、基礎疾患をお持ちの方、一般の方などの接種についてはどうなるのかと住民の方から聞いています。新聞報道などでは早くなるようなことを言われていますが、本町での予定はどうでしょうか。

- 議長（谷口 整） 黒川理事。

- 健康福祉担当理事（黒川 剛） 国におきましては、65歳以上の高齢者に次いで優先となる方への接種や、それ以外の一般の方への接種について対象者や実施の考え方などが見直されており、現在、本町においても今後の進め方について見直しの内容を踏まえ、整理・検討を行っております。

方向性としていたしましては、優先接種の対象となる65歳未満の基礎疾患がある方、高齢者施設等従事者である方は本町での集団接種において一定の優先接種期間を設定した

いと考えております。また、職域での接種が開始されることも踏まえ、優先接種の方をはじめ、その他の一般の方も含めた接種券の送付について早期に実施できるよう準備を進めてまいります。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） まだ具体的なところができていないということですが、ワクチン接種がコロナの収束に重要な役割を果たすということを言われています。できる限り早く、全町民へのワクチンの接種を進めていただくよう求めておきます。

次に、感染症予防のための大規模検査について聞きます。

実際、まだまだ収まらない模様の新型コロナウイルス感染症ですが、現在問題になっているのはやっぱり無症状感染者による感染だと思います。集団生活をしている小中学校施設での検査の拡大が必要だと思いますが、町の対応はどうなっているのでしょうか。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 本町の小中学校におきましては、新型コロナウイルス感染症予防として、登校前の検温、手洗い、手指消毒、マスクの着用、3密の回避などの基本的な感染症対策を取り、コロナ禍における安心・安全な学校づくりに努めているところで、これまでに町内小中学校においてはクラスターなどは起こっておりません。今回の緊急事態宣言の延長に伴い、文部科学省からは「家庭と連携・協力しての基本的な感染症対策」や「学校における新しい生活様式」などの徹底が通知されたところで、本町小中学校におきましては、現状では検査は実施せず、引き続き、基本的な感染症対策に取り組んでまいります。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 現在、確かに小中学校ではクラスターは起こっていません。しかし、町立保育所では10名ほどの感染者が出ました。既にワクチン接種も始まり、新型コロナウイルス感染症対策は新たな段階にきていますが、変異株が次々発見されています。子どもたちへのワクチン接種がまだ予定がない状況のもと、PCR検査は無症状感染者の発見に非常に有効な手段だと考えます。今、クラスターが起こっていないという状況ですが、今後も起こらないという保証はありません。そこで、必要に応じて検査をすべきだということを申し添えておきます。

次に、防災対策についてです。

先ほど、藤本議員からもありましたが、5月20日から21日の豪雨で本町町内の至るところで土砂崩れや土砂流出などの被害が出ています。特に私の住んでいる岩山小釜

の伐採された山で、濁水により、小学校の通学路の路面崩壊や下流の田んぼへの濁水の流入で、一面に茶色に変色する被害が出ています。4月末の雨で、そのところは沈砂池がないため、濁水が側溝に流れ出る被害も出ました。そのときに、申し訳程度に業者は沈砂池を造ったみたいですが、今回の豪雨でそれを越えて濁水が流れ出ました。

沈砂池の設置など、業者への指導はどうなっていますか。

○議長（谷口 整） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 5月20日から21日午前中にかけての豪雨につきましては、時間最大雨量が29ミリ、24時間最大157ミリと非常に多い大変な豪雨であったということから、町内で各地におきましての法面崩壊、それから側溝からの越流、濁水被害が発生したところがございますが、幸いにも人的被害はなく、胸をなで下ろしておったところがございます。

議員がご指摘されます小釜の地域につきましても、森林の伐採地に隣接する町道の4の27号線、こちらの路肩の崩壊が発生するとともに、伐採地から流れ出た濁水が付近の水路等に流入しております。そういう事案が発生いたしました。この発生後には直ちに業者に、関係課、連携しながら指導をしております。町道4の27号線の路肩の補強をはじめ、伐採地内に水路や、それから沈砂池、こちらを設置するなど、近隣農地等に影響を及ぼさないよう、現在、補修の工事中でございます。

今後とも、住民の安心・安全のため、改善指導を継続して行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 現在、業者によって補修工事もしているということですが、これから梅雨本番、ましてやそれからもう台風のシーズン、本当に大雨が続くような、そういう時期を迎えます。その中で指導ということですが、町はしっかりと今後も改善指導を強めていただきますことを求めておきます。また、私たちも住民の皆さんと一緒に今後も現地の監視、しっかりと強めていきたいと思っています。しっかりと、そういう点でも業者への監視、今後も頑張ってやっていきたいと思っています。

以上でもって、6月議会の私の一般質問を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて山本精議員の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。本日の会議はこれにて延会をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

次回は明日6月9日午前10時から会議を再開いたしますので、ご参集いただきますようお願いいたします。

延 会 午後 1時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 山 本 精

署 名 議 員 森 山 高 広